

①被保険者証の記号番号 0000-12345

## 記載例

## 別紙

受診年月	療養被保険者氏名	生年月日	医療機関名	入外日数	医療機関への支払額(自己負担額)
		個人番号	処方箋発行医療機関		
平成令和 2年1月分	国保 太郎	昭和33年4月1日 (記入不要)	○○病院	☑入□外□調	10日 35,400円
平成令和 2年1月分	同上	昭和年月日	○○病院	□入☑外□調	4日 18,000円
平成令和 2年1月分	同上	昭和年月日	△△薬局 (○○病院)	□入□外☑調	2日 6,750円
平成令和 2年1月分	国保 花子	昭和35年1月1日	●△病院	□入□外□調	1日 1,350円
平成令和 2年1月分	同上	昭和年月日	□□薬局 (●△病院)	□入□外☑調	1日 2,250円
平成令和 2年1月分	国保 次郎	昭和22年1月1日	●△病院	□入□外□調	5日 1,560円
平成令和 年月分		昭和年月日		□入□外□調	日 円
		昭和年月日		□入	円

## &lt;入院 領収証等についてよくある質問と回答&gt;

(質問) (年齢が65歳の方) 月をまたいで入院しました。退院時に、93,100円を支払いました。この場合は支払った2月分として申請するのでしょうか? 同じ月に通院などはしていません。

例: 令和2年1月23日から令和2年2月3日に入院。請求書と領収証が2枚づつ。

1月分 令和2年1月23日～令和2年1月31日 (9日間)	医療費一部負担金 60,000円、食事一部負担金 12,420円
2月分 令和2年2月1日～令和2年2月3日 (3日間)	医療費一部負担金 17,000円、食事一部負担金 3,680円

(回答) 1月分と2月分に別々に分かれます。診療の属する診療月ごとに計算するためです。食事一部負担金は対象外となり、医療費一部負担金のみ計算の対象となります。

また、年齢が65歳ですので、年齢区分「70歳未満の方」に該当します。支給要件は「支払った医療費一部負担金が合算対象額である21,000円以上」かつ自己負担額が「世帯の自己負担限度額以上」です。

※世帯の自己負担限度額区分については、「もりおかの国民健康保険」をご確認ください。

以上のことから、世帯の自己負担限度額区分が区分Ⅰ(限度額57,600円)及び区分Ⅱ(限度額35,400円)に該当する世帯であれば、「1月分 60,000円」のみ、申請により高額療養費が支給される可能性があります。

① この別紙については、受診月順に記載してください。

② 保険診療とならない治療費(予防接種やインプラント)、食事代・室料等は含まれません。

③ 医療機関への支払いがお済みでないときは、申請できません。

④ 70歳未満の方は、医療機関ごと、外来・入院・歯科別(それぞれに係る調剤)で、自己負担額が21,000以上のものが合算対象となります。

⑤ 70歳以上75歳未満の方は、保険診療として支払ったすべての治療費の自己負担額が合算対象となります。

 ポイント1【受診年月】

診療月順に記載してください。(※) 高額療養費は診療月ごとに計算します。

 ポイント2【被保険者氏名、生年月日】

同じ方が複数の医療機関を受診している場合には、記入例のように「同上」としてもかまいません。

 ポイント3【医療機関名・入外】

同じ医療機関でも、入院と外来は別に計算します。

 ポイント4【入院 支払額(自己負担額)】

予防接種代、食事代、室料(ベッド差額)、診断書料等は対象ではありません。医療保険適用となった支払額(自己負担限度額)分のみご記入ください。

 ポイント5 70歳未満の方(合算対象について)

## (◎ 支払額 外来(通院)と調剤薬局)

国保太郎さんの外来と薬局は、合算対象額である21,000円以上を超えたものとして取り扱いできます。

○○病院 18,000円

△△薬局(処方箋発行元 ○○病院) 6,750円 合計 24,750円

※処方箋発行日と処方日が同一の月であるものに限ります。

国保花子さんの外来と薬局は合算対象額である21,000円以上を超えていませんので計算対象外です。

 ポイント6 70歳以上75歳未満の方(合算対象について)

70歳以上75歳未満の方は、保険診療として支払ったすべての治療費の自己負担額が合算対象となります。同一世帯の国保加入者の方で、70歳未満自己負担限度額を超えていた場合は、合算対象となります。

## 参考 70歳以上75歳未満の方の高額療養費について

高齢受給者証の負担割合が2割の方の場合、次の額を超えた場合に高額療養費が申請により支給される可能性があります。

一般区分: 外来のみ 1ヶ月あたり 18,000円を超えた場合

外来と入院 1ヶ月あたり 57,600円を超えた場合

(高齢受給者証の負担割合が2割の方で 住民税課税世帯の方)

低所得Ⅱ: 外来のみ 1ヶ月あたり 8,000円を超えた場合

外来と入院 1ヶ月あたり 24,600円を超えた場合

(高齢受給者証の負担割合が2割の方で 住民税 非課税世帯の方)

低所得Ⅰ: 外来のみ 1ヶ月あたり 8,000円を超えた場合

外来と入院 1ヶ月あたり 15,000円を超えた場合

(高齢受給者証の負担割合が2割の方で 住民税 非課税世帯(所得0円)の方)